

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	林道事業（過疎山村地域代行林道事業）				
地区名	中口尤線				
事業箇所	北設楽郡設楽町津具 地内				
事業のあらまし	<p>本路線は北設楽郡設楽町北東部に位置し、主要地方道東栄稲武線と県道津具大嵐停車場線を結ぶ、総延長 6.6km、利用区域面積 300ha の幹線林道である。</p> <p>当路線を開設する区域は、路網が未整備のため、間伐等の森林整備がほとんど行われていなかった。このため、林道を開設することにより、効率的に森林整備を進め、木材の生産性向上を図るため、平成 18 年度から事業を実施してきた。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>森林整備の効率化</p> <p>林道を開設することにより、事業着工後、間伐等の森林整備を、1 年当たり利用区域面積 300ha の 1%実施する。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p>				
計画変更の推移		事前評価時	再評価時	変動要因の分析	
	事業期間	H18～H28	H18～H28		
	事業費（千円）	1,084,500	986,800		
	経費内訳	工事費	1,084,500		986,800
		用補費	—		—
		その他	—		—
事業内容	林道開設 延長 7,232m 幅員 4.0m	林道開設 延長 6,579m 幅員 4.0m			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>区域内では森林整備の実施が必要であるにもかかわらず、必要な路網整備がなされていないため、森林整備が実施されていない状態にあります。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>林道の開設にともない、順次、間伐等の施業が実施され、林道開設の効果が発揮されつつあります。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>特に大きな変動要因はなし。</p>			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		<p>【理由】</p> <p>現地の状況及び林業をとりまく状況に大きな変化はないため</p>			

